

○羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の任用等に関する規則

令和2年3月31日規則第1号

最終改正 令和6年10月2日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号の規定に基づき任用される会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務時間、報酬その他の勤務条件に關し必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから選考のうえ、任命権者が任命する。

- (1) 当該職務の遂行に必要な知識、技能及び経験を有していること。
 - (2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。
 - (3) その他会計年度任用職員にふさわしいと認められること。
- 2 選考は、公募によることとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。
- (1) 前年度に設置されていた職について、前年度に当該職に任用された者を当該職の選考の対象とする場合において、面接及び当該職におけるその者の勤務成績等に基づく能力の実証の結果が良好な者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すると任命権者が認めるとき。
 - ア 当該職として任用されている会計年度任用職員の任用期間中に、休職、欠勤等の事由により勤務し得なかった日数が、当該会計年度任用職員に定められた勤務日数（以下「所定勤務日数」という。）の2分の1に達していないこと。
 - イ 前年度及び当年度において、法第29条及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和30年条例第14号）に規定する懲戒処分を受けていないこと。
 - (2) 公募により難いと任命権者が認める場合

4 前項第1号に規定する公募によらない任用は、4回を上限とする。

(任用期間)

第3条 会計年度任用職員の任用期間は、会計年度を基準とし、1年以内とする。

(服務)

第4条 会計年度任用職員は、全体の奉仕者としての職責を自覚し、法令その他別に定めるもの及び上司の職務上の命令に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

(勤務時間)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について37時間30分を超えない範囲内とし、勤務時間の割り振りは、1日につき7時間30分を超えない範囲内で任命権者が別に定める。

(休憩時間)

第6条 会計年度任用職員の休憩時間は、羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成11年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

(休暇の種類)

第7条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第8条 年次有給休暇は、会計年度ごとの休暇とし、その日数は、所定勤務日数及び羽村・瑞穂地区学校給食組合（以下「組合」という。）のいずれかの職に引き続き在職した期間（別表第1において「在職期間」という。）に応じて別表第1に定める日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、一会計年度において引き続き在職する期間（以下「在職する期間」という。）が12月に満たない会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数は、所定勤務日数及び在職する期間を考慮して任命権者が別に定める。

3 前2項に規定する年次有給休暇の日数のうち、当該年度に使用しなかった日数がある場合において、翌年度に継続して勤務するときは、前2項に定める日数を限度として、翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、当該会計年度任用職員の前年度における勤務実績が8割に満たない会計年度任用職員

については、この限りでない。

- 4 前項の勤務実績を算定する場合において、この条から第 11 条までの規定による休暇により勤務しなかった期間、第 20 条に規定する育児休業を承認されて勤務しなかった期間、第 22 条に規定する職務専念義務を免除されて勤務しなかった期間及び公務上の疾病又は通勤による疾病により勤務しなかった期間は、勤務した日数とみなす。

(病気休暇)

第 9 条 病気休暇は、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。ただし、報酬については、無給とする。

(特別休暇)

第 10 条 特別休暇は、公民権の行使その他特別の理由により、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 特別休暇の種類、期間、報酬の有無等については、別表第 2 に定めるものとし、1 年間の勤務日数が 48 日以上である者について付与するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、別表第 2 に規定する公民権行使等休暇、感染症予防休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊娠通勤時間、育児時間及び生理休暇については、全ての会計年度任用職員に付与するものとする。

(介護休暇)

第 11 条 介護休暇は、会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認める場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間、報酬の有無等については、別表第 3 に定めるとおりとする。

(介護時間)

第 12 条 介護時間は、会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認める場合に、1 日の勤務時間のうち 2 時間を超えない範囲内で認めるものとする。

- 2 介護時間の期間、報酬の有無等については、別表第 4 に定めるとおりとする。

(休暇等の申請)

第 13 条 第 8 条から前条までの規定に基づく休暇等の申請は、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。

(報酬)

第 14 条 羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び

期末手当に関する条例（令和元年条例第3号。以下「条例」という。）第2条第2項に基づき、組合規則で定める報酬は、別表第5に定めるとおりとする。

- 2 条例第2条第3項に規定する超過勤務手當に相当する報酬は、第16条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に当該会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「所定勤務時間」という。）以外に勤務した時間に100分の125（その勤務が午後10時から午前5時までの間である場合は100分の150）を乗じて得た額とする。

第15条 条例第2条第4項ただし書の組合規則で定める通勤手當に相当する報酬は、次に定める額とする。

- (1) 通勤のため交通機関を利用する会計年度任用職員（通勤距離が2キロメートル以上である者）については、次に定めるその者の週の所定勤務日数等による区分に応じた運賃等相当額とする。

ア 週の所定勤務日数が4日の者及び月の所定勤務日数が13日以上16日以下の者については、羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の通勤手当の支給に関する規則（昭和49年規則第1号）第2条を適用して得た額とする。この場合において、別に定めるものの外通勤手当の支給に関する規則（昭和41年羽村町規則第2号）第9条第1項第2号中「通勤21回分」とあるのは「通勤16回分」と読み替えるものとする。

イ 週の所定勤務日数が3日以内の者及び月の所定勤務日数が12日以下の者については、交通機関を利用する区間の1回当たりの運賃に2を乗じて得た額にその者の当該月に勤務した日数を乗じて得た額とする。

- (2) 通勤のため自転車その他の交通用具を使用する会計年度任用職員（通勤距離が2キロメートル以上である者）については、別表第6に定める額とする。

- 2 前項に規定する通勤手當に相当する報酬の総額は、55,000円を上限とする。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第16条 勤務1時間当たりの報酬額は、月額により報酬が定められている会計年度任用職員については、報酬の月額に12を乗じて得た額を1週間当たりの所定勤務時間に52を乗じた数で除して得た額とし、日額により報酬を定められている会計年度任用職員については、報酬の日額を1日の所定勤務時間で除して得た額とし、時間額により報酬を定められている者については、その額と

する。

- 2 前項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(報酬の減額)

第 17 条 会計年度任用職員が所定勤務時間の全部又は一部について勤務しない場合は、この規則で定める有給の休暇による場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額して支給する。

(期末手当の支給を受けない会計年度任用職員)

第 18 条 条例第 5 条第 1 項の規則で定める会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 無給休職者（法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員のうち、報酬の支給を受けていない会計年度任用職員をいう。）
- (2) 刑事休職者（法第 28 条第 2 項第 2 号の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員をいう。）
- (3) 停職者（法第 29 条の規定により停職にされている会計年度任用職員をいう。）
- (4) 専従休職者（法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の許可を受けている会計年度任用職員をいう。）
- (5) 育児休業者（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条の規定により育児休業をしている会計年度任用職員をいう。ただし、基準日（条例第 5 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある会計年度任用職員を除く。）
- (6) 基準日において 6 月以上の任用期間を有しない会計年度任用職員
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 1 項第 9 号イ又はロに該当する者

(期末手当の支給に関する在職期間)

第 19 条 期末手当の支給に係る在職期間は、条例第 5 条の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。ただし、次に掲げる期間は除算する。

- (1) 前条第3号又は第4号に該当する職員として在職していた期間の全期間
- (2) 第11条の規定により介護休暇を取得していた期間及び第20条の規定により育児休業をしていた期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である場合を除く。）については、その2分の1の期間
- (3) 休職（公務傷病等による休職を除く。）にされていた期間については、その2分の1の期間

（期末手当基礎額）

第19条の2 条例第5条第2項の組合規則で定める額は、基準日における期末手当基礎額（期末手当の支給を受ける会計年度任用職員に係る報酬の月額（報酬の額が月額以外の額である者にあっては、その額を月額に換算した額）に基づき、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第43条第2項の規定の適用により定められる標準報酬月額（健康保険法第3条第1項第9号ハに該当する者にあっては、地方公務員等共済組合法第43条第2項の規定に準じて定める標準報酬月額に相当する額）をいう。）とする。

（育児休業及び部分休業）

第20条 育児休業法の規定に基づく育児休業及び部分休業については、子を養育するための休業として認めるものとする。

- 2 育児休業及び部分休業の期間、報酬の有無等については、別表第7に定めるところとする。
- 3 前2項の規定に基づく承認の請求をする場合は、羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）の適用を受ける職員の例による。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び超過勤務の制限）

第21条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び超過勤務の制限については、勤務時間条例第9条の適用を受ける職員の例による。

（職務専念義務の免除）

第22条 会計年度任用職員が、別表第8に定める職務専念義務免除の承認の申請をする場合は、羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（平成10年規則第2号）の適用を受ける職員の例による。

(公務災害等の補償)

第23条 会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤途上での災害に対する補償は、羽村・瑞穂地区学校給食組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成15年条例第1号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(社会保険等)

第24条 会計年度任用職員の社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

(健康診断)

第25条 健康診断は、前条の適用を受ける会計年度任用職員及び業務において府用車を運転する会計年度任用職員に対し実施する。

(兼業の届出)

第26条 会計年度任用職員が、法第38条ただし書の規定により兼業を行おうとするときは、兼業届出書（様式第1号）により届出なければならない。

(委任)

第27条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、任命権者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

付 則（令和3年3月31日規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行し、この規則による改正後の別表第1の規定は、令和2年4月1日から適用する。

付 則（令和3年5月26日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年9月28日規則第6号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の任用等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る報酬から適

用し、同日前の勤務に係る報酬は、なお従前の例による。

付 則（令和4年7月11日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和4年9月28日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の任用等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る報酬から適用し、同日前の勤務に係る報酬は、なお従前の例による。

付 則（令和4年11月24日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の任用等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る報酬から適用し、同日前の勤務に係る報酬は、なお従前の例による。

付 則（令和5年4月18日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の任用等に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

付 則（令和5年6月27日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年9月28日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の任

用等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る報酬から適用し、同日前の勤務に係る報酬は、なお従前の例による。

付 則（令和 6 年 4 月 24 日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の任用等に関する規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表第 5 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以降の勤務に係る報酬に適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。

付 則（令和 6 年 10 月 2 日規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の任用等に関する規則の規定は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表第 5 の規定は、令和 6 年 10 月 1 日以降の勤務に係る報酬に適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。

別表第1（第8条関係）

在職期間＼所定勤務日数	週5日以上	週4日	週3日	週2日	週1日	－
	年217日以上	年169日以上216日以下	年121日以上168日以下	年73日以上120日以下	年48日以上72日以下	年48日未満
1年未満	10日	7日	5日	3日	1日	0日
1年	11日	8日	6日	4日	2日	
2年	12日	9日	6日	4日	2日	
3年	14日	10日	8日	5日	2日	
4年	16日	12日	9日	6日	3日	
5年	18日	13日	10日	6日	3日	
6年以上	20日	15日	11日	7日	3日	

備考 週以外の期間によって勤務日数が定められている場合は、年間所定勤務日数による。

別表第2（第10条関係）

種類	事由	報酬の有無	期間
公民権行使等休暇	会計年度任用職員の選挙権その他公民としての権利の行使又は公の職務の執行をするため、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	有給	必要と認める期間
交通機関等事故休暇	交通機関の事故等の不可抗力により、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	有給	必要と認める期間
災害休暇	会計年度任用職員の現住居が地震、水害、火災その他の災害により滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧	有給	日を単位として、災害により現住居が滅失し、又は損壊した日から起算して7日を超えない範囲内で必要と認め

	作業等のため勤務しないことが相当と認められるとき		られる期間
慶弔休暇	結婚、忌引き等で勤務しないことが相当と認められるとき	有給	職員の例に準じて付与する。
夏季休暇	夏季の期間(7月1日から10月31日までをいう。)において、会計年度任用職員が心身の健康の維持及び増進のため勤務しないことが相当と認められるとき	有給	(1) 勤務すべき日が週4日以上の会計年度任用職員1の年度において日を単位として3日 (2) 勤務すべき日が週3日の会計年度任用職員1の年度において日を単位として2日 (3) 勤務すべき日が週3日未満の会計年度任用職員1の年度において日を単位として1日
感染症予防休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による就業制限等のため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	有給	必要と認める期間
妊娠出産休暇	女性の会計年度任用職員に対し、妊娠中及び出産の日後を通じ引き続く休養を与えるとき	無給	妊娠中及び出産後を通じ引き続く16週間以内(多胎の場合は24週間以内)とし、職員の例に準じて付与する。
母子保健健診休暇	妊娠中又は出産後1年を経過しない職員が医師等の健康診査等を受けるため、勤務しないことが相当であると認められるとき	無給	(1) 妊娠中又は出産後1年以内に健康診査又は保健指導を受けるために必要と認める時間

			(2) 妊娠 23 週までは 4 週間につき 1 回、妊娠 24 週から 35 週までは 2 週間につき 1 回、妊娠 36 週から出産までは 1 週間につき 1 回、産後 1 年まではその間につき 1 回の範囲内
妊娠通勤時間	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑が著しく、健康維持及びその他胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるとき	無給	定められた勤務時間の始め又は終わりにそれぞれ 30 分又はいずれか一方で 60 分(1 日の勤務時間が 4 時間以下の日は、いずれか一方で 30 分)の範囲内
育児時間	生後 1 年 6 ヶ月に達しない生児を育てる会計年度任用職員が生児を育てるため、相当の理由があると認められるとき	無給	1 日 2 回 1 回 30 分(1 日の勤務時間が 4 時間以下の日は、1 日 1 回 30 分)
子の看護休暇	12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子(配偶者の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うこと)のため又は予防接種若しくは健康診断を受けさせたため勤務しないことが相当であると認められるとき	無給	(1) 勤務すべき日が週 5 日の会計年度任用職員 1 の年度において日を単位として 5 日(養育する子が複数の場合にあっては、10 日とする。)の範囲内で必要と認められる期間。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1 時間を単位として承認することができる。 (2) 勤務すべき日が週 4 日の会計年度任用職員 1 の年度において日を単位とし

			<p>て 4 日（養育する子が複数の場合にあっては、8 日とする。）の範囲内で必要と認められる期間。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1 時間を単位として承認することができる。</p> <p>（3）勤務すべき日が週 3 日の会計年度任用職員 1 の年度において日を単位として 3 日（養育する子が複数の場合にあっては、6 日とする。）の範囲内で必要と認められる期間。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1 時間を単位として承認することができる。</p>
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な女性の会計年度任用職員がその勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	無給	必要と認める期間
短期の介護休暇	要介護状態にある家族の介護、通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	無給	<p>（1）勤務すべき日が週 5 日の会計年度任用職員 1 の年度において、1 日を単位として 5 日（要介護者が複数の場合にあっては、10 日とする。）以内で必要と認められる期間。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1 時間を単位として承認するこ</p>

			<p>とができる。</p> <p>(2) 勤務すべき日が週4日の会計年度任用職員 1の年度において、1日を単位として4日（要介護者が複数の場合にあっては、8日とする。）以内で必要と認められる期間。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。</p> <p>(3) 勤務すべき日が週3日の会計年度任用職員 1の年度において、1日を単位として3日（要介護者が複数の場合にあっては、6日とする。）以内で必要と認められる期間。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。</p>
--	--	--	---

別表第3（第11条関係）

種類	事由	報酬の有無	期間
介護休暇	要介護状態にある家族の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき 承認することができる職員は次のいずれにも該当する場合に	無給	2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する93日の期間内において、必要と認められる期間及び回数について

	<p>限る。</p> <p>(1) 引き続き在職した期間が 1年以上</p> <p>(2) 開始予定日から 93 日を経 過する日から 6 月を経過する日 までにその任期が満了すること 及び引き続き任用されないこと が明らかでない。</p> <p>(3) 週の所定勤務日数が 3 日 以上又は 1 年間の所定勤務日数 が 121 日（月当たり 11 日）以上</p>		<p>て承認する</p> <p>ただし、93 日の期間経過後で あっても、当該年度末までの 期間に限り、更に 2 回まで通 算 93 日を限度として承認す ことができる。</p> <p>時間を単位とする介護休暇 は、定められた勤務時間の始 め又は終わりにおいて、1 日 につき合計で 4 時間の取得 を限度とする。</p>
--	---	--	---

別表第4（第12条関係）

種類	事由	報酬の有無	期間
介護時間	<p>要介護状態にある家族の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>承認することができる職員は次のいずれにも該当する場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 引き続き在職した期間が1年以上 (2) 1日の勤務時間が6時間以上である勤務日がある。 (3) 週の所定勤務日数が3日以上又は1年間の所定勤務日数が121日(月当たり11日)以上 	無給	会計年度任用職員として介護時間取得した初日から通算し、3年の期間内に限り、定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日2時間以内の取得を認める。なお、介護休暇の取得期間中においては、介護時間の取得は不可とする。30分を単位とし、部分休業又は育児時間と同日に利用する場合は、1日につき合計で2時間の取得を限度とする。

別表第5（第14条関係）

区分	職種	報酬の額		
		単位	平日	土日・祝日
資格免許を有する業務に従事する者	栄養士	時間額	1,620 円	1,650 円
	調理師	時間額	1,350 円	1,350 円
一般事務に従事する者	一般事務員	時間額	1,170 円	1,170 円
その他	給食調理補助業務等	時間額	1,170 円	1,170 円
	食器洗浄作業等	時間額	1,170 円	1,170 円

別表第6（第15条関係）

住居から勤務所までの距離	運賃等相当額	
	日額×勤務日数	上限額
2~10 キロメートル未満	200 円×勤務日数	4,200 円
10~15〃	340 円×勤務日数	7,100 円
15~25〃	620 円×勤務日数	12,900 円
25~35〃	890 円×勤務日数	18,700 円
35~45〃	1,170 円×勤務日数	24,400 円
45~55〃	1,340 円×勤務日数	28,000 円
55 キロメートル以上	1,510 円×勤務日数	31,600 円

備考　日額に勤務日数を乗じて得た額が上限額を超える場合は、上限額とする。

別表第7（第20条関係）

種類	事由	報酬の有無	期間
育児休業	<p>子を養育するため勤務をしないことが相当であると認められるとき</p> <p>次のいずれにも該当する場合に限る。</p> <p>(1) 子が1歳6箇月に達する日（当該子の出生の日から羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、同条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までの間に、その任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない。</p> <p>(2) 週の所定勤務日数が3日以上又は1年間の所定勤務日数が121日（月当たり11日）以上</p>	無給	子が1歳（保育園等に入れない等の場合は2歳）に達する日まで取得を認める。
部分休業	子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められるとき	無給	子が3歳に達する日まで、定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位とし、1日2時間以内の取

	<p>次のいずれにも該当する場合に限る。</p> <p>(1) 1日の勤務時間が6時間以上である勤務日がある。</p> <p>(2) 週の所定勤務日数が3日以上又は1年間の所定勤務日数が121日(月当たり11日)以上</p>		得を認める。
--	--	--	--------

別表第8（第22条関係）

種類	承認事項	報酬の有無	限度
審査請求時の口頭審理	不利益処分に関し審査請求を行った職員が口頭審理に当事者として出頭するために認められる職免	有給	業務に支障がない範囲内で必要最小限度の時間
再度任用時面接	第2条第3項第1号による公募によらない任用時の面接に出席するために認められる職免	有給	業務に支障がない範囲内で必要最小限度の時間
妊娠婦休養	(1) 妊娠中の職員で、医師等の指導により休養等の必要があるとされた場合に認められる職免 (2) 妊娠中及び出産後1年を経過していない職員で、医師等の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合に認められる職免	無給	医師等の指導に従い、その都度、業務に支障がない範囲内で必要と認められる期間
資格免許の試験受験	職務遂行に直接関係のある資格免許等の試験を受験するために認められる職免	無給	業務に支障がない範囲内で必要最小限度の時間
消防団員の業務従事	消防団員の業務に従事するために認められる職免	無給	業務に支障がない範囲内で必要最小

			限度の時間
人間ドック・各種健診	東京都市町村職員共済組合が実施する保健事業のうち、人間ドック・各種健診を受ける場合に認められる職免	無給	業務に支障がない範囲内で必要最小限度の時間。人間ドックは、1の年度において1回で2日以内
その他管理者が必要と認められる場合	特別な理由のある場合に認められる職免	有給 又は 無給	業務に支障がない範囲内で必要最小限度の時間

様式第1号（第26条関係）

年　　月　　日

宛

所 属 :

氏 名 :

兼業届出書

羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の任用等に関する規則に基づき、
下記のとおり兼業を届出します。

記

- 1 兼業先団体名
- 2 兼業先団体の主な事業内容
- 3 兼業先団体での役職名
- 4 兼業先団体で従事する内容
- 5 兼業先団体からの報酬
- 6 兼業予定期間
- 7 兼業を必要とする時間・回数
- 8 そのほか特記事項

主管係長	給与担当	職員係長	給食課長	事務局長